

発議第2号

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月2日 提出

三宅町議会議長 辰巳 光則 殿

三宅町議会議員

提出者

渡辺哲久 

賛同者

松本健 

賛同者

池田年夫 

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

日本国憲法前文には、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民と協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。

しかしながら、沖縄・宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物PFASが検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壌から最大で米国基準値29倍のPFASが検出された。これは、「わが国全土に渡って」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、三宅町議会は下記のことを強く要請する。

記

- ①学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止
- ②日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壌の入れ替えを行うこと
- ③普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年3月2日

三宅町議会

提出先

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、内閣官房長官様
外務大臣様、防衛大臣様、環境大臣様、文部科学大臣様、厚生労働大臣様
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）様 宛て